

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和元年(2019年)5月23日作成)

法令名	地球温暖化対策の推進に関する法律		
根拠条項	第38条第1項		
許認可等の種類	都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定		
法令の定め	<p>(地球温暖化対策の推進に関する法律)</p> <p>第38条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。</p> <p>(地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則)</p> <p>第6条 法第38条第1項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 事務所の名称及び所在地</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄付行為</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>四 法第38条第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面</p> <p>五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面</p>		
審査基準	法に規定するとおり、「都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて」指定できるものであり、今後、当該規定の見直しがない限り新たな指定の見込みがないことから、審査基準、標準処理期間を設定していない。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号：011-231-4111 内線24-231     ダイヤルイン：011-204-5189)		
申請先	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	同上 (電話番号： )		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm</a>		

(別表1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日号外法律第117号)
根拠条項	地球温暖化対策の推進に関する法律第38条
許認可等の概要	地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された法人等からの申請に対する許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定(未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定(未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	法に規定するとおり、「都道府県又は指定都市等にそれぞれ一つを限って」指定できるものであり、今後、当該規定の見直しがない限り新たな指定の見込みがなく、審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	環境生活部環境局気候変動対策課